

## 第1 法人の概況

### 1 主要な経営指標等の推移

以下は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の平成16年度及び平成17年度における主要な経営指標を記載したものです。

事業年度			平成16年度	平成17年度
経常収益	※1	(百万円)	67,430	75,410
経常費用	※2	(百万円)	66,023	70,737
経常利益又は経常損失(△)		(百万円)	1,407	4,673
当期利益金又は当期損失金(△)		(百万円)	1,407	4,673
資本金	※3	(百万円)	100	100
純資産額	※4	(百万円)	63,846	66,799
総資産額		(百万円)	3,859,929	4,337,487
自己資本比率	※5	(%)	1.65	1.54
自己資本利益率	※6	(%)	2.20	7.00
業務活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	18,479	23,706
投資活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	△3,538	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	△147	△158
資金期末残高		(百万円)	52,030	75,572
職員数		(名)	542	539

(注) 本機構には連結関係を有する子会社等はありませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(経営指標等の説明)

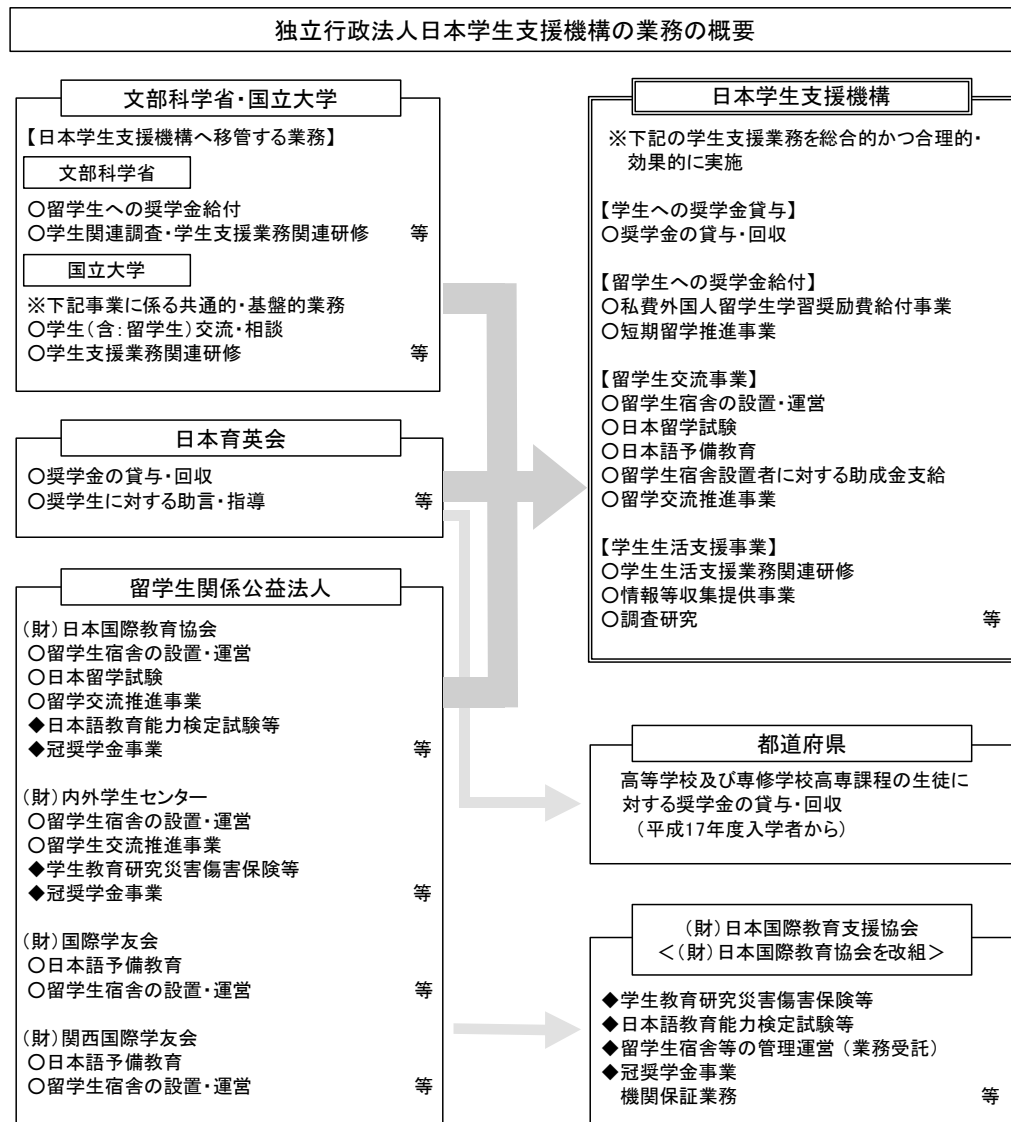
- ※1. 経常収益＝運営費交付金収益＋施設費収益＋学資金利息＋延滞金収入＋留学生宿舍収入  
＋日本語学校収入＋日本留学試験検定料収入＋その他事業収入＋補助金等収益  
＋財源措置予定額収益＋寄附金収益＋資産見返負債戻入＋財務収益
- ※2. 経常費用＝業務費＋一般管理費＋財務費用
- ※3. 資本金＝政府出資金
- ※4. 純資産額＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金
- ※5. 自己資本比率＝純資産額／総資産額
- ※6. 自己資本利益率＝当期利益金／純資産額

## 2 沿革

### 【独立行政法人日本学生支援機構】

年 月	事 項
平成 16 年 4 月	日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、独立行政法人日本学生支援機構設立機関保証制度を導入
平成 17 年 4 月	法科大学院生や日本人学生の海外留学を対象とした奨学金の導入 第一種奨学金の貸与月額の改定（1,000 円の増）

下の図は、本機構設立前に文部科学省、国立大学、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会及び財団法人関西国際学友会が行っていた業務を本機構がどのように承継したかを示したものです。



○は、本機構が承継した業務を、◆はそれ以外の業務((財)日本国際教育支援協会が承継した業務)を示しています。

### 3 事業の内容

#### (1) 設立根拠法及び目的

本機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

グローバル化が進展し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されましたが、その目的は、機構法第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされています。

② 役員の任命・解任

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命します。また通則法第 23 条により、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるかとされています。

なお、本機構のその他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条及び第 23 条）。

③ 業務方法書

本機構は、通則法第 28 条により、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。なお、これを変更しようとするときも同様とされています。

④ 独立行政法人評価委員会

通則法第 12 条により、本機構の業務の実績に関する評価等を行うために、文部科学省に独立行政法人評価委員会が設置されています。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認められる場合、意見を述べることのできる政策評価・独立行政法人評価委員会が総務省組織令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 246 号）第 121 条に基づき総務省に設置されています。

⑤ 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては平成 16 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。

⑥ 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。

⑦ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。

⑧ 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

本機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構及び政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要があると認めるときは、文部科学省独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができるとされています。

※平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価については 69 ページを参照ください。

⑨ 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する評価

本機構は、通則法第 33 条により、中期目標の期間の終了後 3 月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。また、通則法第 34 条により、本機構は、中期目標の期間における業務の実績について、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

文部科学省独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構及び政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、必要があると認めるときは、本機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。

⑩ 中期目標の期間の終了時の検討

通則法第 35 条第 1 項及び第 2 項により、文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を受けて、本機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされています。また、通則法第 35 条第 3 項により、政策評価・独立行政法人評価委員会は、本機構の中期目標の期間終了時において、主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。

⑪ 財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、本機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

⑫ 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、本機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければなら

ないとされています。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任するとされています。

⑬ 長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、本機構は文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるとされています。また、機構法第 19 条第 2 項により、文部科学大臣は当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑭ 補助金

機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるとされています。

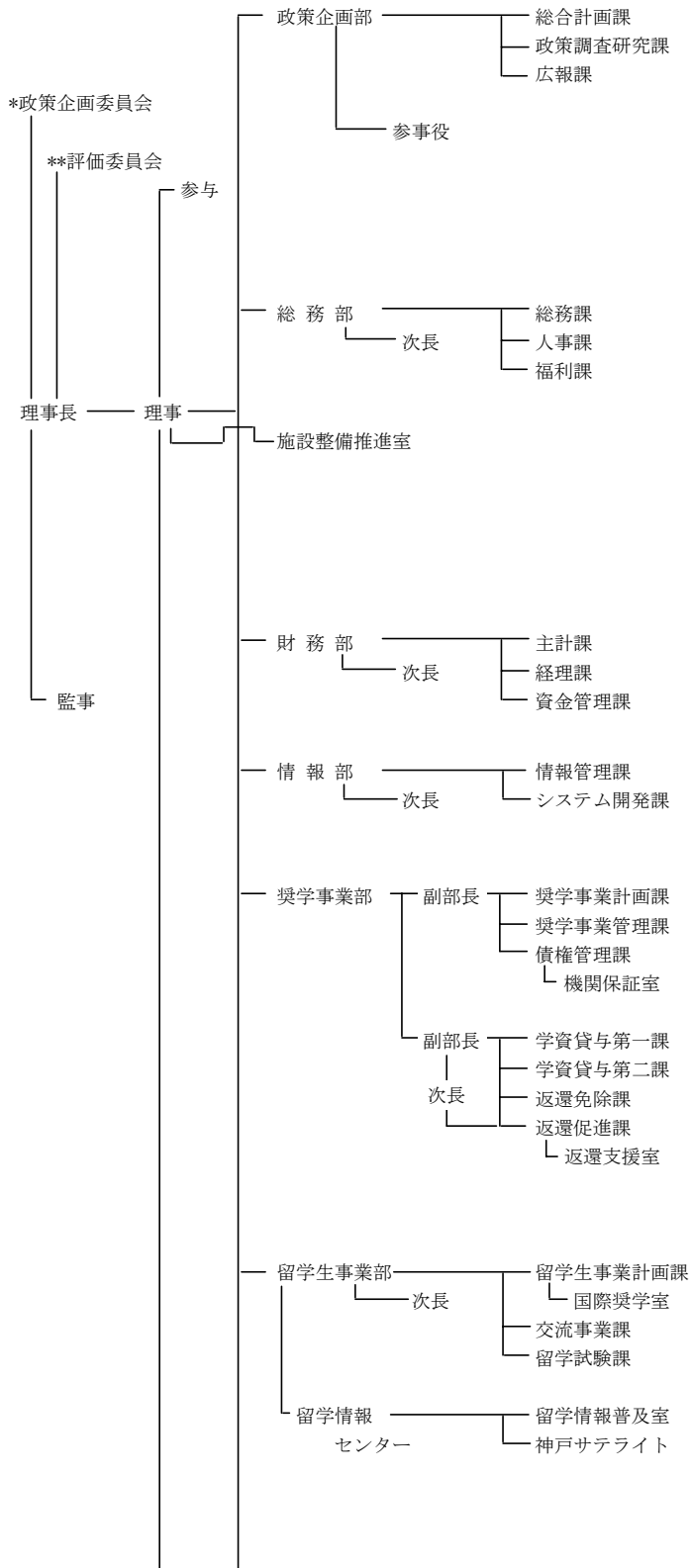
⑮ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 20 条及び第 22 条第 5 号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

### (3) 組織及び所掌

本機構は平成 18 年 10 月 1 日付で組織変更を実施いたします。以下は変更後の組織及び所掌です。



機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案に関する事、中期計画及び年度計画に関する事、評価分析に関する事、監査に関する事、業務方法書及び規程に関する事、調査研究に関する事、機構の事業の開発実施に関する事、広報に関する事、情報公開及び個人情報の保護に関する事並びに理事長が特に命じたことその他の機構の運営及び業務の実施に関する政策企画立案関係事務の処理を分掌する。

文書及び公印に関する事、人事に関する事並びに職員の福利厚生に関する事その他の機構の管理運営に関する総務関係事務の処理を分掌する。

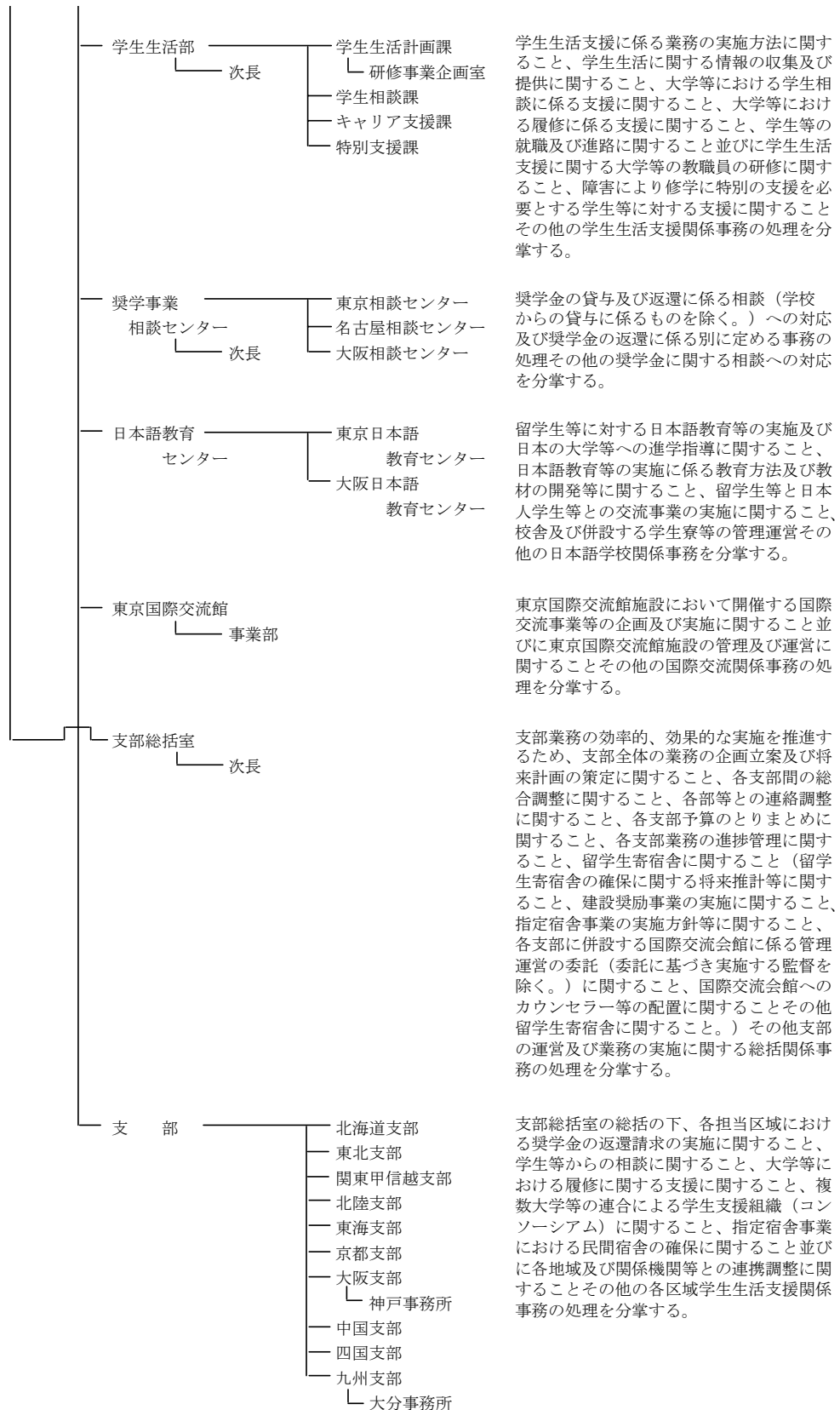
本部施設等の建設及び事務所の移転を推進するため、これに必要な、建設及び移転等に係る計画の立案及び進捗管理に関する事、財源確保方策の立案に関する事、設計及び施工に関する事、関係機関との連絡調整に関する事その他の本部施設整備推進関係事務の処理を分掌する。

機構の予算及び決算に関する事、取引及び経理に関する事並びに日本学生支援債券に関する事その他の機構の財務関係事務の処理を分掌する。

決裁済み文書の保管及び整理に関する事及び電子計算機による事務処理に関する事その他の機構の情報関係事務の処理を分掌する。

奨学金の貸与及び回収に係る将来推計等に関する事、債権管理に関する事、機関保証に関する事、予約採用に関する事、在学採用に関する事、奨学生の異動等に関する事、返還請求に関する事並びに返還免除に関する事その他の奨学金貸与事業関係事務の処理を分掌する。

留学生支援に係る業務の実施方法に関する事、留学生等に対する学資の支給等に関する事、留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関する事、日本留学試験に関する事並びに留学に関する情報の収集及び提供に関する事その他の留学生支援関係事務の処理を分掌する。



\*政策企画委員会・・・理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言する。

\*\*評価委員会・・・機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行う。



(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

① 奨学金の種類

奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金とがあります。第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）・高等学校に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、10 ページに示す基準により採用されます。なお、第一種奨学金のうち、高等学校分及び専修学校高等課程分については、平成 17 年度入学者から各都道府県に事業移管され、本機構は高等学校等奨学金事業交付金を措置しています。また、平成 16 年度からは新たな施策として、法科大学院を対象とした奨学金（第一種・第二種）及び学位取得を目的とした海外留学生（大学・短期大学・大学院）を対象とした奨学金（第二種）がそれぞれ創設されました。平成 18 年度においては、国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生も第二種奨学金の貸与対象となりました。

貸与する月額、学種別、設置者別、通学形態別に決められています。

第一種奨学金貸与月額（平成 18 年度 4 月入学の場合）

区分			貸与月額（円）
大学	国・公立	自宅	45,000
		自宅外	51,000
	私立	自宅	54,000
		自宅外	64,000
短大 専修（専門）	国・公立	自宅	45,000
		自宅外	51,000
	私立	自宅	53,000
		自宅外	60,000
大学通信一面接授業期間			88,000
大学院	修士課程		88,000
	博士課程		122,000
高専	国・公立	自宅	21,000（45,000）
		自宅外	22,500（51,000）
	私立	自宅	32,000（53,000）
		自宅外	35,000（60,000）

（注）高専の（ ）内月額は、平成 18 年度入学者が 4 年次に進級したときに適用します。

第二種奨学金貸与月額（平成 18 年度 4 月入学の場合）

区分	貸与月額（自由選択）
大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門>	3万円・5万円・8万円・10万円から選択
私立大学 医・歯学部課程	10万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学部課程	10万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円から選択
法科大学院	13万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

なお、入学時の学生生活費の負担が大きいことを勘案し、入学時に 300,000 円を増額貸与する「入学時特別増額貸与奨学金制度」が、第二種奨学金として平成 15 年度に創設されました。平成 16 年度においては、さらに第一種奨学金貸与者にも同制度の適用が拡げられ、平成 17 年度においては計画 5 万人への貸与に対し、3.9 万人の実績となり、また平成 18 年度も 5 万人の貸与人員が計画されております。

## ② 奨学生の採用

本機構の奨学生の貸与人員数は、当該年度以前から奨学金を貸与されており当該年度以降も引続き貸与を受ける者（継続者）と当該年度から新たに奨学金を貸与される者（新規採用者）とによって構成されます。このうち、新規採用者については、前年度の貸与実績、学校への調査などにより算出される適格者数（本機構の奨学金を貸与されるに当たり、人物・健康・学力・家計などの基準（次頁以降参照）を満たす者）、あるいは国の政策等の諸条件を勘案し、必要とされる規模を見込んで積算されます。こうして算出された人員数及び金額は、概算要求及び予算編成を経て、本機構の当該年度計画における事業費予算として計上されることとなります。本機構は、この予算の範囲内で、当該年度の奨学生採用を行うこととなります。

本機構における採用方法には、定期採用と定期外採用があります。定期採用には、大学等進学前に奨学生採用候補者として採用が行われる予約採用と、入学後の春に採用が行われる在学採用があります。予約採用と在学採用の比率は、平成 17 年度の実績では、それぞれ 33.1%、66.9%となっています。定期外採用には、家計急変等により緊急的に採用する緊急採用(第一種奨学金)と、応急採用(第二種奨学金)があります。定期及び応急採用の貸与期間は、修業年限（4 年制大学なら 4 年間）となっていますが、緊急採用の貸与期間は、採用された年度の 3 月までとなっています（特別の事情がある場合は、採用された年度の翌年度も貸与されることがあります）。

在学採用については、学校長の推薦を受けた申込者を本機構が選考し、5～8 月に採否を決定します。選考は、主にインターネット上のシステム（イクシス）により行われており、確認書等の書類の提出が必要となります。予約採用については、高校等在学中に募集・選考が行われ、大学等進学後採否を決定します。

## ③ 奨学生の採用基準

奨学生の選考にあたっては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして行っています。

ア. 人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、かつ将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。または、大学等及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

イ. 健康・・・下記の健康診断により、修学に十分耐え得るものと認められること。

### ○ 健康診断

健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかによって判定し、修学上支障のない者を推薦・選考するものとする。

- i 定期健康診断による場合  
学校保健法による定期健康診断の結果により医師が修学上支障がないと判断した者。ただし、1年次に在学する者については、入学者選抜のための健康診断によることができる。
- ii 医師の健康診断による場合  
上記 i の健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果により修学上支障がないと判断した者。

ウ. 学力・・・以下のとおり。

- 第一種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者
  - i 大学に入学する者  
高等学校又は専修学校の高等課程最終 2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5 以上である者。又は認定試験合格者であること、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位 3 分の 1 以内である者。
  - ii 専修学校専門課程に入学する者  
高等学校又は専修学校の高等課程最終 2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.2 以上である者。又は認定試験合格者。
  - iii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者  
大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し当該学習成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができると認められる者。
  - iv 大学院博士課程に入学する者  
大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。
  - v 高等専門学校に入学する者  
中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5 以上である者。又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上である者。
- 第二種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者
  - i 大学・専修学校専門課程に入学する者
    - (ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における最終 2 か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められる者。
    - (イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。
    - (ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

- (エ) 認定試験合格者においては、上記（ア）、（イ）又は（ウ）に準ずると認められる者。
  - ii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者
    - （ア）大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができるものと認められる者。
    - （イ）大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
  - iii 大学院博士課程に入学する者
    - （ア）大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められる者。
    - （イ） 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
  - iv 高等専門学校(4・5年生)に進級する者
    - （ア） 高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者。
    - （イ） 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。
    - （ウ） 高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
- エ. 家計・・・平成 18 年度奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表

区分		第一種奨学金		第二種奨学金	
		年収・所得の上限額 (4人世帯・自宅通学者の目安)			
		給与所得世帯	給与所得 以外の世帯	給与所得世帯	給与所得 以外の世帯
高校	国・公立	790万円程度	330万円程度	—	—
	私立	809	343	—	—
大学	国・公立	950	464	1,291万円程度	756万円程度
	私立	996	510	1,342	807
短大	国・公立	935	449	1,275	740
	私立	982	496	1,326	791
大学院	修士課程	本人及び 配偶者の収入	416(特別の場合は541)	本人及び 配偶者の収入	595万円以下
	博士課程		472(特別の場合は614)		798万円以下
高専 (1～3年)	国・公立	802	338	—	—
	私立	836	362	—	—
高専 (4・5年)	国・公立	802	338	1,242	707
	私立	836	362	1,268	733
専修 (高等)	国・公立	775	319	—	—
	私立	803	339	—	—
専修 (専門)	国・公立	906	420	1,243	708
	私立	971	485	1,314	779

④ 貸与の方法と期限

奨学金は、奨学生が指定した金融機関の口座に原則として毎月振り込まれ、在学する学校の修業年限の終期まで貸与することになっています。但し、主たる家計支持者の失職、破産等による家計急変のため奨学金が必要になった場合の緊急採用奨学金は、採用された年度の3月を終期とすることになっています。(特別の事情がある場合は、採用された年度の翌年度も貸与されることがあります。)

奨学金の貸与人員及び貸与金額の平成8年度から平成17年度までの実績は、次表のとおりです。

奨学金の貸与人員と貸与金額実績

年度	第一種奨学金		第二種奨学金	
	貸与人員(人)	貸与金額(千円)	貸与人員(人)	貸与金額(千円)
平成 8 年度	356,143	182,193,204	104,303	57,131,874
9	362,266	191,371,224	110,433	62,473,650
10	371,612	201,145,797	113,430	64,979,466
11	386,524	212,789,870	207,684	138,836,573
12	402,710	223,593,846	292,807	206,785,422
13	400,428	227,320,052	351,852	252,383,070
14	384,527	221,508,737	407,893	301,002,797
15	411,339	238,604,311	452,342	344,065,828
16	418,465	248,757,430	512,727	411,170,403
17	401,297	252,245,427	576,939	472,745,569

(注) 平成 8 年度から平成 15 年度については日本育英会の実績、平成 16 年度及び平成 17 年度については本機構の実績です。

⑤ 奨学生の補導 (※)

奨学生は在学中、勉学に励みながら充実した学校生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、本機構は学校の協力を得て奨学生の補導に努めています。

補導の一環として奨学生が奨学金を貸与するにふさわしいかどうかの適格性について審査を行い、必要な処置を行っています。

(※) 本機構でいう「補導」とは、奨学生との関係を単に金銭貸借の関係に終わらせることなく、貸与を継続する中で、

ア. 奨学生の資質の向上を図ること

イ. 奨学生としての責務を尽くし、本機構の業務の円滑な運営に協力させること

ウ. 奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること 等をいいます。

⑥ 返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって奨学金の返還ができなくなった場合、返還未済額の一部又は全部の返還を願出により免除することができます。

また大学院の第一種奨学生については、これまで日本育英会において、教育職・研究職という特定の職業に就職したことにより適用される返還免除制度がありましたが、本機構においては、この制度は廃止され、新たに特に優れた業績をあげた大学院生に対し、その奨学金の全部又は一部の返還を卒業時に免除する制度が設けられました(機

構法第 16 条)。同制度は、わが国のあらゆる分野で活躍し、国及び社会の発展に貢献する中核的人材を育成することを目的とするものであり、学問分野での顕著な成果や世界レベルでの発明・発見のみならず、文化・芸術・スポーツ分野におけるめざましい活躍、あるいはボランティア等での顕著な社会貢献（全国レベルでの表彰等）等を含めて評価の対象として、学生の学修へのインセンティブを図ることとしています。

平成 18 年度は、平成 16 年度以降の大学院第一種奨学生採用者で平成 17 年度中に貸与が終了した、21,372 名のうち、各大学から平成 18 年 4 月末までに免除候補者として推薦のあった 5,937 名について、5 月に学識経験者からなる業績優秀者免除認定委員会の審査を経て 5 月下旬に免除者 5,927 名を認定しました。

#### ⑦ 機関保証制度

平成 16 年度より、学生等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成 16 年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行なっている財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金貸与の申込ができることとなりました。ただし、海外留学のための第二種奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、16 ページに示すとおり奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります。なお、平成 17 年度の新規奨学生の機関保証制度への加入率は 17.3%となっています。

保証料一覧（目安）

区分			貸与月額 (円)	貸与月数	保証料月額 (円)	
第一種	短大	国・公立	自宅	45,000	24	1,606
			自宅外	51,000		1,820
		私立	自宅	53,000		1,892
			自宅外	60,000		2,297
	大学	国・公立	自宅	45,000	48	1,782
			自宅外	51,000		2,143
		私立	自宅	54,000		2,269
			自宅外	64,000		3,137
	修士		88,000	24	3,593	
	博士		122,000	36	6,623	
医・歯・獣医学課程		122,000	48	6,523		
第二種	短大		30,000	24	836	
			50,000		1,809	
			80,000		3,107	
			100,000		4,405	
	大学		30,000	48	1,130	
			50,000		2,136	
			80,000		4,368	
			100,000		5,461	
			薬・獣医学部の増	120,000	6,568	
			医・歯学部の増	140,000	72	7,445
	修士		50,000	24	1,809	
			80,000		3,107	
			100,000		4,405	
			130,000		6,697	
	博士		50,000	36	1,913	
			80,000		3,670	
		100,000	5,545			
		130,000	7,208			

- (注) 1. 第二種奨学金の貸与利率 0.716%(平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月までの平均貸与率)、  
医・歯・薬・獣医学の増額貸与部分利率 1.2%で計算しています。
2. 第一種奨学金の貸与月数は、予約採用の場合です。

また、中期計画では、

- ア. 保証機関が行う主要業務である (i) 保証審査管理、(ii) 保証料・保証残高管理、(iii) 保証履行管理及び (iv) 求償権回収管理並びに (v) 計数管理のうち (i)～(iii) について保証機関との連携を密にしながらシステム開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。
- イ. 大学等、学生等に対して、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解及び加入の促進を図る。

とされています。

⑧ 奨学金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20 年以内の月賦、半年賦、年賦又は月賦・半年賦併用の中から任意に選択された割賦方法により、郵便局、銀行、信用金庫又は労働金庫



の口座から自動引落しの方法（リレー口座）で奨学金を回収します。また、リレー口座未加入者に対しては委託業者による架電等で加入の依頼をするとともに、払込通知書を発送し請求しています。なお、平成 11 年度以降に採用された第二種奨学生及び平成 12 年度以降に採用された第一種奨学生については、返還のしやすさなどの点を考慮し、月賦あるいは月賦・半年賦併用の割賦方法のみの取扱としています。

⑨ 奨学金の原資及び借入金の償還

第一種奨学金については、国の一般会計からの借入金（以下「政府借入金」という。）及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っており、国の一般会計からの借入れ、奨学生への貸与は、ともに無利息となっています。

第二種奨学金については、国の財政融資資金（平成 12 年度までは資金運用部資金）からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金（平成 13 年度から）及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っています。なお、第二種奨学金の奨学生への貸与利率は、原則として年 3% ですが、財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）が 3% 未満の時は、当該利率を奨学金貸与の利率とする（注）旨定められています（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号。以下「機構法施行令」という。）第 2 条及び附則第 2 条）。平成 18 年 9 月分の奨学金の貸与利率は、財政融資資金の借入利率（平成 18 年 8 月 9 日改定、年利 1.4%）が用いられています（表 1）。

（注）平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金貸与の利率については、「財政融資資金からの借入金の利率が 3% 未満の時は当該利率」とする旨定められており、財投機関債の発行により調達した資金を当該月に貸与する奨学金資金に充てる場合も該当する財投機関債の利率は奨学金貸与利率に反映されません。以下の説明においても同様です。

第一種奨学金における政府借入金については、本機構が第一種奨学金の貸与を受けた者に対し、その返還を免除した場合、当該免除額相当分について、政府は、その貸付金の償還を免除することができることとなっていますが、この制度は日本育英会から承継されているものです。また政府の本機構に対する貸付金の償還の免除は償還期限の早い貸付金から順次行うものとされています（機構法施行令第 19 条）。

平成 17 年度までの実績では、昭和 21 年度からの政府借入金総額（累計）は 2 兆 6,653 億円であり、奨学金の返還免除（※）に伴う償還免除の総額 4,390 億円及び平成 16 年 4 月 1 日の本機構設立に当たり法令に基づき償還が免除された政府貸付金 641 億円を除いた 2 兆 1,621 億円が 17 年度末における政府借入金の借入金残高となりました。このうち 2,611 億円は、将来本機構が第一種奨学金の返還を免除することにより、国の一般会計に対する償還が免除される予定額です。（昭和 21 年度以前の日本育英会創立当

初の貸与資金は大蔵省預金部資金からの借入れによっていましたが、全額償還済みです。)

また、平成 17 年度末時点においては、昭和 55 年 8 月末までに借入れた日本育英会の国に対する債務が免除されており、その後借入れた日本育英会の国に対する債務（昭和 55 年 10 月に借入れた債務については、一部免除されています。）及び本機構の国に対する債務については、借入時から起算して 35 年が経過した後の平成 28 年 3 月以降から償還が始まる見込です（表 2）。

ただし、奨学金の返還免除は今年度以降も発生するものであり、これにより本機構の国に対する債務の免除が行われていくことから、政府借入金の償還開始はさらに延長されるものと見込まれます。

第二種奨学金における財政融資資金からの借入金は、20 年間（うち据置 4 年）で元金均等償還することになっています（表 3）。

第二種奨学金は奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中の利息については、当該年度における国の予算内で、国からの利子補給金により補填されています。

また、本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間中も第二種奨学金に対する利息は発生しませんので、当該期間中の利息についても同様に利子補給金により補填されています。さらに、財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合、3%を超える部分の利息についても同様に利子補給金により補填されています。

なお、第二種奨学金については、過去に返還免除となった第二種奨学金にかかる債権についてこれが存続していれば当該年度に返還される予定であった元金相当額の補填（返還免除補填金）等を補助金として受け入れています。

#### (※) 返還免除について

本機構において返還免除は以下のように規定されています。

- ・ 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金返還未済額の全部又は一部を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 1 項）。
- ・ 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 2 項）。
- ・ 大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時に於いて、その学資の全部又は一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 8 条）。

また、機構法附則第 16 条により日本育英会法の廃止前に育英会が行った貸与契約による貸与金の返還については従前の例によることとなっており、政府は機構がなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができます。

(ご参考)

日本育英会においては、返還免除は以下のように規定されていました。

- ・ 特別免除

高等専門学校・短期大学・大学・大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者が学校の教員又は文部科学大臣により指定された研究所の研究者となり、一定の期間その職に在職したとき奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがあります（日本育英会法第 24 条）。ただし平成 10 年 4 月 1 日で日本育英会法の一部が改正され、平成 10 年度以降に高等専門学校・短期大学・大学の 1 年次に入学した者については、奨学金返還特別免除制度は廃止されました。

- ・ 死亡・心身障害による免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡・心身障害により奨学金を返還することができなくなったとき奨学金の全部または一部の返還を免除することができます（日本育英会法第 23 条第 3 項）。

- ・ 特別貸与奨学金

昭和 33 年の法改正により新設された制度で、特に優秀な学生及び生徒に貸与した奨学金であり、同時に発足した一般貸与奨学金より多い貸与月額を受けられ、一般貸与奨学金相当額を返還すれば、残額の返還が免除されます。ただし、この制度は昭和 59 年度に廃止となりました（昭和 59 年の全部改正以前における旧日本育英会法第 16 条ノ 4）。

(表 1) 第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表 (平成 15 年 4 月以降)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成 15 年 4 月	0.30%	0.3%	—
5 月	0.30%	0.3%	—
6 月	0.20%	0.2%	—
7 月	0.20%	0.2%	—
8 月	0.52%	0.5%	0.52% (第 4 回日本育英会債券)
9 月	0.40%	0.4%	—
10 月	1.00%	1.0%	—
11 月	0.60%	0.6%	—
12 月	0.73%	0.8%	0.70% (第 5 回日本育英会債券)
平成 16 年 1 月	0.70%	0.7%	—
2 月	0.60%	0.6%	—
3 月	0.53%	0.5%	0.64% (第 6 回日本育英会債券)
4 月	0.70%	0.7%	—
5 月	0.70%	0.7%	—
6 月	0.70%	0.7%	—
7 月	0.97%	0.7%	1.18% (第 1 回日本学生支援債券)
8 月	0.80%	0.8%	—
9 月	0.90%	0.9%	—
10 月	0.70%	0.7%	—
11 月	0.70%	0.7%	0.70% (第 2 回日本学生支援債券)
12 月	0.70%	0.7%	—
平成 17 年 1 月	0.60%	0.6%	—
2 月	0.62%	0.6%	0.66% (第 3 回日本学生支援債券)
3 月	0.60%	0.6%	—
4 月	0.60%	0.6%	—
5 月	0.60%	0.6%	—
6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.58%	0.5%	0.62% (第 4 回日本学生支援債券)
8 月	0.50%	0.5%	—
9 月	0.60%	0.6%	—
10 月	0.60%	0.6%	—
11 月	0.90%	0.8%	0.90% (第 5 回日本学生支援債券)
12 月	0.90%	0.9%	0.90% (第 5 回日本学生支援債券)
平成 18 年 1 月	0.90%	0.9%	—
2 月	0.92%	0.9%	0.94% (第 6 回日本学生支援債券)
3 月	1.00%	1.0%	—
4 月	1.30%	1.3%	—
5 月	1.30%	1.3%	—
6 月	1.50%	1.5%	—
7 月	1.58%	1.5%	1.62% (第 7 回日本学生支援債券)
8 月	1.40%	1.4%	—
9 月	1.40%	1.4%	—

(注) 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入金利率と同率となります。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%

日本育英会債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成13年12月5日	100億円	10年	年1.59%
第2回	平成14年10月28日	360億円	5年	年0.50%
第3回	平成15年2月3日	200億円	5年	年0.44%
第4回	平成15年8月5日	300億円	5年	年0.52%
第5回	平成15年12月5日	260億円	5年	年0.70%
第6回	平成16年3月5日	50億円	5年	年0.64%

※ 平成18年9月30日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）よりAA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）よりAAの格付けを取得しています。

〔ご参考2〕 第二種奨学金の財政融資資金からの借入金利推移表（平成15年3月以前）

改定年月日	年利	改定年月日	年利	改定年月日	年利
昭和59年 2月 1日	7.1 (3.0) %	平成6年 8月 17日	4.5 (3.0) %	平成11年 11月 12日	2.0 (2.0) %
60年 10月 11日	6.8 (3.0)	11月 16日	4.75 (3.0)	12月 17日	2.1 (2.1)
61年 2月 24日	6.3 (3.0)	7年 2月 15日	4.65 (3.0)	12年 1月 28日	2.0 (2.0)
3月 31日	6.05 (3.0)	4月 7日	4.2 (3.0)	2月 16日	1.9 (1.9)
62年 3月 7日	5.2 (3.0)	5月 8日	3.85 (3.0)	3月 10日	2.0 (2.0)
5月 30日	4.6 (3.0)	6月 7日	3.65 (3.0)	4月 7日	2.1 (2.1)
8月 21日	4.8 (3.0)	7月 14日	3.25 (3.0)	5月 19日	2.0 (2.0)
10月 27日	5.2 (3.0)	10月 16日	3.15 (3.0)	6月 14日	1.9 (1.9)
63年 2月 19日	5.0 (3.0)	8年 3月 15日	3.4 (3.0)	9月 8日	2.0 (2.0)
4月 30日	4.8 (3.0)	9月 11日	3.3 (3.0)	10月 12日	2.1 (2.1)
9月 13日	5.1 (3.0)	10月 9日	3.1 (3.0)	12月 13日	2.0 (2.0)
12月 30日	4.85 (3.0)	12月 11日	3.0 (3.0)	13年 1月 26日	1.8 (1.8)
平成元年 7月 28日	5.1 (3.0)	9年 1月 24日	2.9 (2.9)	2月 21日	1.7 (1.7)
12月 22日	5.4 (3.0)	3月 19日	2.8 (2.8)	3月 14日	1.6 (1.6)
2年 2月 27日	6.2 (3.0)	4月 9日	2.7 (2.7)	4月 1日	0.6 (0.6)
4月 27日	6.7 (3.0)	5月 9日	2.6 (2.6)	5月 9日	0.6 (0.6)
6月 29日	6.4 (3.0)	6月 6日	2.9 (2.9)	6月 1日	0.5 (0.5)
8月 17日	6.7 (3.0)	7月 11日	2.8 (2.8)	7月 3日	0.4 (0.4)
9月 21日	7.3 (3.0)	8月 8日	2.7 (2.7)	8月 3日	0.5 (0.5)
10月 26日	7.9 (3.0)	9月 10日	2.5 (2.5)	9月 3日	0.5 (0.5)
11月 15日	7.2 (3.0)	10月 13日	2.4 (2.4)	10月 3日	0.5 (0.5)
12月 18日	6.9 (3.0)	11月 6日	2.2 (2.2)	11月 2日	0.5 (0.5)
3年 2月 1日	6.6 (3.0)	10年 1月 23日	2.1 (2.1)	12月 4日	0.6 (0.6)
7月 17日	6.7 (3.0)	2月 12日	2.3 (2.3)	14年 1月 4日	0.5 (0.5)
9月 13日	6.3 (3.0)	3月 11日	2.1 (2.1)	2月 8日	0.7 (0.7)
10月 30日	6.0 (3.0)	4月 8日	2.0 (2.0)	3月 5日	0.7 (0.7)
4年 1月 29日	5.5 (3.0)	6月 10日	1.8 (1.8)	4月 2日	0.6 (0.6)
9月 28日	5.05 (3.0)	8月 14日	1.9 (1.9)	5月 8日	0.6 (0.6)
12月 24日	4.9 (3.0)	9月 11日	1.7 (1.7)	6月 3日	0.6 (0.6)
5年 2月 24日	4.7 (3.0)	10月 16日	1.1 (1.1)	7月 5日	0.5 (0.5)
3月 24日	4.4 (3.0)	12月 16日	1.3 (1.3)	8月 2日	0.5 (0.5)
6月 25日	4.9 (3.0)	11年 1月 27日	2.2 (2.2)	9月 2日	0.4 (0.4)
8月 25日	4.6 (3.0)	2月 17日	2.1 (2.1)	11月 1日	0.3 (0.3)
10月 20日	4.3 (3.0)	4月 21日	2.0 (2.0)	12月 3日	0.4 (0.4)
11月 25日	4.1 (3.0)	5月 19日	1.7 (1.7)	15年 1月 6日	0.3 (0.3)
12月 22日	3.85 (3.0)	6月 11日	1.6 (1.6)	2月 13日	0.3 (0.3)
6年 1月 26日	3.65 (3.0)	7月 16日	2.0 (2.0)	3月 12日	0.3 (0.3)
3月 24日	4.3 (3.0)	9月 10日	2.1 (2.1)		
6月 17日	4.1 (3.0)	10月 14日	1.9 (1.9)		

- (注) 1. 平成12年度までの借入については、元金均等償還、半年賦、貸付期間20年（平成11年度まではうち据置3年、平成12年度からはうち据置4年）の利率が適用されていましたが、平成13年度からは、財政投融资改革により、元金均等償還、半年賦、5年金利見直し19年超20年以内（うち据置期間3年超4年以内）貸付の金利が適用されることとなりました。
2. 「年利」欄の（ ）内は、奨学金の貸与利率です。平成13年度からは、上記1. の5年金利見直しにおける当初5年間の金利が適用されています。
3. 平成12年度までは「資金運用部資金」です。

(表2) 第一種奨学金における政府借入金の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 27 年度	26,989,154	平成 41 年度	79,379,206
28	87,304,982	42	85,241,409
29	87,304,982	43	86,896,067
30	86,786,557	44	87,398,492
31	82,234,588	45	89,761,811
32	78,715,220	46	98,596,253
33	74,186,429	47	108,328,787
34	73,818,887	48	104,637,269
35	73,892,913	49	91,892,568
36	72,483,472	50	98,228,054
37	71,939,987	51	99,037,432
38	73,251,760	52	81,262,237
39	73,917,858	53	93,681,007
40	76,302,725		

(注) 上表の金額は、昭和55年10月以降の借入金の残額及び平成18年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

(表3) 第二種奨学金における財政融資資金（平成13年度までは資金運用部資金）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 18 年度	69,046,000	平成 29 年度	126,920,000
19	81,906,000	30	124,170,000
20	96,466,000	31	117,920,000
21	115,536,000	32	110,440,000
22	135,916,000	33	97,700,000
23	141,626,000	34	83,310,000
24	139,056,000	35	69,020,000
25	137,406,000	36	51,730,000
26	135,076,000	37	31,800,000
27	132,346,000	38	9,320,000
28	129,626,000		

(注) 上表の金額は、昭和61年度～平成17年度の借入金の残額及び平成18年度の借入予定分までについての元金償還予定額（見込）です。

## 【留学生支援事業】

本機構では、留学生交流の推進を図るため、各種の学資金の支給や外国人留学生修学援助の他、日本及び海外への留学希望者に対する情報提供、日本語教育、日本留学試験等を実施しています。また、国際交流拠点として国際交流会館の設置・運営など留学生の宿舍の整備を行っています。

### ① 学資の支給と援助

#### ア. 奨学金等の支給

##### ・私費外国人留学生学習奨励費給付事業

我が国の大学等に在籍する私費留学生及び日本語教育機関等に在籍する就学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、学習奨励費を給付しています。

##### ・短期留学推進制度（受入れ・派遣）

日本の大学が、海外の大学との学生交流に関する協定等に基づいて、海外の大学に在籍している学生を、概ね3か月以上1年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金及び留学準備金を支給しています。また、同様に、日本の大学に在籍している学生を、概ね3か月以上1年以内の期間、海外の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金を支給しています。

##### ・国費外国人留学生への奨学金支給等

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務等を行っています。

##### ・国費外国人留学生の受入れ業務及び渡日一時金の支給

新規に来日する国費外国人留学生（大使館推薦・YLP）を成田国際空港及び関西国際空港で出迎え、オリエンテーションを実施するとともに、各受入れ大学等へ送り出すための国内移動の手配を行っています。また、新規渡日者（大使館推薦・YLP・大学推薦）に対し、渡日一時金を支給しています。

（注）YLP（Young Leaders Program）

アジア諸国等の指導者として活躍が期待される行政官、経済人等の若手指導者を、我が国の大学等に招へいし、1年程度で学位を授与する留学プログラム

##### ・日韓共同理工系学部留学生事業給与支給等

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系大学に招致する韓国人学部留学生に対し、渡日一時金及び奨学金等の支給を行っています。

#### イ. 外国人留学生修学援助

##### ・外国人留学生医療費補助制度

外国人留学生が日本国内の医療機関で治療を受けた場合、本人が支払った治療費（健康保険法に基づいた算定）の一部を補助しています。

### ② 留学生の宿舍の整備

#### ア. 留学生の宿舍の確保に関する将来推計等



全国的な宿舎ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舎提供の取組みに関する実情調査を行い、長期的な整備計画の検討を行います。

イ. 建設奨励事業の実施

良質で低廉な家賃の宿舎の建設を進めるため、地方公共団体、学校法人、公益法人及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により選定された民間事業者が行う留学生宿舎の建設経費の一部を奨励金として交付します。

ウ. 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館を設置し、運営しています。

また、留学生相互の交流や地域住民、ボランティアとの交流等、国際交流を深めるための各種行事を実施しています。

エ. 留学生指定宿舎の確保

外国人留学生用のための宿舎を安定的に確保するために、適切な民間宿舎の貸主と指定宿舎契約を締結し、外国人留学生専用宿舎として提供しています。

③ 留学生交流推進事業

ア. 留学生交流事業

・国際大学交流セミナー

日本人学生と専門的な分野について意見交換し、交流親善を図るため、日本の大学と共催で、アジア地域の大学から学生と教員を招き、セミナーを実施しています。

・外国人学生日本人学生合同研修

【国際医療技術学生合同セミナー】

開発途上国の保健医療分野への国際協力を推進するために、(財)国際医療技術交流財団との共催で、日本の大学等で保健医療を専攻する外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しています。

【留学生等合同セミナー】

日本と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、毎年テーマを定めて講師を招き、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しています。

・外国人留学生と日本人学生等との交流事業

外国人留学生に、日本の産業や文化、日本事情等への理解を深める機会を与えるために、日本人学生等との交流会や、史跡見学会、企業見学会等を実施しています。

イ. フォローアップ事業

・帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しています。

・帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国における留学時の指導教員を最長 10 日間現地に派遣し、研究指導等を実施する機会を提供しています。

・帰国外国人留学生に対する専門資料送付制度

我が国の大学院を修了もしくは満了し、帰国した帰国留学生に対し、本人の希望により、それぞれの専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料（我が国の学会等が発行する機関紙・研究紀要・論文誌等）を帰国後 2 年間送付しています。

④ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、日本留学試験を実施しています。この試験結果は、大学等において外国人留学生の入学選考のために利用されています。

⑤ 日本語予備教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人に対して日本語教育及び基礎教科の教育を行っています。また、日本理解を促進するため、地域の住民との交流事業等を行っています。

⑥ 留学情報の提供

ア. 海外から日本への留学情報の提供

東京及び神戸の留学情報センター並びにアジア 4 都市（ジャカルタ、ソウル、バンコク、クアラルンプール）の海外事務所で、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行っています。また、日本の大学等の参加を得て、海外において日本留学フェアを開催し、さらに、ホームページや出版物・DVD の制作等を通じて最新の情報を提供しています。

イ. 日本から海外への留学情報の提供

東京及び神戸の留学情報センターでは、海外への留学に関する情報を収集・整理し、情報提供及び専門の海外留学相談員による相談を行っています。また、在日各国大使館及び関係機関との協力により、東京及び神戸で海外留学フェアを開催しています。

【学生生活支援事業】

本機構では、各大学等が行う様々な学生生活のサポート活動を総合的に支援しています。

① 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、様々な学生生活支援に関する情報の提供を行います。また、各種研修事業等を通じて効果的・効率的な情報収集・提供を図ります。

ア. 各種情報の収集・提供等

大学等における学生生活支援の充実に資するため、学生相談、就職・キャリア形成支援、ボランティア活動支援窓口の情報、学生を対象とするメンタルヘルス研修会や就職・キャリア形成支援の情報、学生生活支援に携わる教職員を対象とした研修会の情報、白書、答申、通達・告示の情報などを収集し、学生支援情報データベースとして提供します。なお、今後転学等に関する情報や障害のある学生等の支援に関する情報などについても収集し、提供します。

イ. 各種出版物の刊行

・「大学と学生」

学生生活支援について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るために刊行しています。

・「外国人留学生のための就職情報」

日本企業に就職を希望する外国人留学生のために、就職活動の基礎知識や具体的な活動方法などの情報を提供しています。

ウ. 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保と就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催により、開催しています。

② 学生ボランティア活動支援事業

大学等やボランティア関係団体との連携を図り、学生等にボランティア活動の「きっかけ」を与えることを目的として、各支部において体験ボランティア及び学生ボランティア活動セミナーを開催しています。

大学等とボランティア団体等の関係者による「学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」を開催しています。また、大学等担当者向けボランティアガイドブック等により、学生ボランティア活動に関する情報収集・提供を行っています。

③ 各種研修事業

大学等の学生指導担当教職員のスキルアップのために、体系的な研修プログラムを開発し、関係機関と連携して研修会を実施しています。

ア. 学生指導関連研修等

・全国学生指導研究集会

学生指導業務の改善と発展の方策について研究するための研究集会です。

・地区学生指導研修会

学生指導業務担当の中堅事務職員としての資質の向上を図るための研修会です。

・厚生補導研究協議会

厚生補導業務の改善充実に資するための協議会を開催しています。

・厚生補導事務研修会

学生の指導及び学生関係施設・設備の管理運営等、厚生補導業務の円滑な処理に必要な知識を習得させるための研修会です。

#### イ. 学生相談関連研修

- ・全国大学保健管理研究集会

学生等が心身ともに健康で、有意義な生活を送ることができるように、保健管理の経験及び調査・研究を発表、討議し、大学における健康管理の一層の充実と発展を図るために実施しています。

- ・メンタルヘルス研究協議会（全国・地区）

メンタルヘルスに対する支援活動の啓発と普及を図るために実施しています。

- ・学生支援合同フォーラム（全国大学メンタルヘルス研究会・全国学生相談研究会議）

大学等における精神衛生及び学生相談に関する機能の一層の充実を図るために実施しています。

- ・学生相談インテーカーセミナー

新たに学生相談や、相談窓口を担当する一般教職員に対し、学生相談等に対する資質の向上を図るために実施しています。

#### ウ. 修学指導関連研修

- ・教務事務研修会

大学の教務事務の円滑な処理に必要な知識を習得させるとともに、事例研究等により担当職員の資質の向上を図るために実施しています。

#### エ. 就職指導関連研修

- ・地区就職指導担当職員研修会

就職指導の在り方について、講演会、事例研究等を行い、就職指導担当職員の資質と意識の向上を図るために実施しています。

#### オ. 障害学生修学支援関連研修

- ・障害学生修学支援セミナー

障害学生の修学支援の改善充実、高等教育機関のユニバーサル・アクセスの実現に向け、大学等の事務職員を対象にセミナーを開催しています。

#### カ. 留学生関連研修

- ・留学生交流研究協議会

留学生の受入れ及び派遣に関する諸問題について、研究協議を実施しています。

- ・留学生担当者研修会

留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修会を開催しています。

#### ④ 障害学生の修学支援事業

大学等において、障害学生の修学環境の整備・充実が図られるよう障害学生の修学支援に関する調査研究を行い、関連する様々な情報を提供しています。

- ・障害学生支援ネットワーク事業

高等教育機関のユニバーサル・アクセスの実現を目指し、障害学生支援に関して、積極的な取組を行っている大学等と連携し、就学相談・支援スタッフ研修・研究開発促進などの事業を実施しています。

⑤ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒が修学のために要する費用を軽減することを目的とし、各大学等に学割証の配付を行います。

⑥ 学生支援情報データベースの構築

全国の大学等における学生生活支援の取組の情報、学生生活支援に関する調査統計や白書・答申、論文などの情報を一元的に収集・蓄積して提供するデータベースを構築します。これにより各大学等における取組の自己点検・自己評価、担当教職員のスキルアップ、よりよい支援の開発をサポートしていきます。

⑦ 地域への支援・交流

各地域における学生相談やキャリア形成などの学生生活支援活動を地域の大学や地方自治体、産業界・住民と連携して、全国各地に設置された支部・事務所（北海道、東北、関東甲信越、北陸、東海、京都、大阪、神戸、中国、四国、九州、大分）を拠点として、効果的に実施していきます。また、支部・事務所を拠点として、地域単位で大学等が連携して行う研修や学生交流等の支援活動に協力するなど広報・公聴活動を含めた幅広い活動を進めています。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

独立行政法人制度では「中期目標」や「中期計画」といった明確な目標設定が導入されています。

中期目標は、3年から5年を期間として、主務大臣から独立行政法人に示されるものであり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上、財務内容の改善などの事項について定められています。独立行政法人は、この中期目標を達成するため、自ら「中期計画」を作成して主務大臣の認可を受けることとされています。

独立行政法人は、この「中期計画」及び年度ごとの「年度計画」をもとにして毎年度の業務を行います。

① 中期目標

通則法第29条により、文部科学大臣は、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を受けるとともに、3年以上5年以下の期間（本機構においては平成16年4月から平成21年3月までの5年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

② 中期計画

通則法第30条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

③ 年度計画

通則法第31条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

なお、本機構ではホームページ（アドレス：<http://www.jasso.go.jp/>）において、中期目標、中期計画及び年度計画を公表しています。

## (6) 損益構造について

### ① 勘定について

本機構は、法律により区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表を作成することは規定されていませんが、文部科学省令第17条により、第一種奨学金（学資金）の貸与に係る業務、第二種奨学金（学資金）の貸与に係る業務、その他の業務の3つに経理区分して整理することとされています。

### ② 第一種奨学金、第二種奨学金について

奨学金貸与事業にかかる経理区分については、日本育英会の事業を承継しています。なお、高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学金については平成17年度入学者より都道府県に移管されています。

#### ア. 貸与奨学金の種類

奨学金は特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学金と、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学金に分かれます。

また、平成16年度より新たに法科大学院生を対象とした奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）、海外留学を希望する者を対象とした奨学金（第二種奨学金）の制度が設立されています。

#### イ. 貸与利率

##### ・第一種奨学金

政府借入金及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として、奨学金の貸与を行います。

第一種奨学金については、国から本機構が受ける政府借入金、本機構から奨学生への貸与金とも無利息となっています。

##### ・第二種奨学金

国の財政融資資金からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金を原資として、奨学金の貸与を行います。

第二種奨学金については、財政融資資金の借入利率（毎月財務省のホームページに掲載され公表される「半年賦、5年金利見直し貸付における当初5年間の金利19年超20年以内」）が、当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。

なお、貸与する当該月の資金に財投機関債発行により調達した資金を充てる場合、当該財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率が当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。また、財政融資資金からの借入金の利率、または加重平均した利率が年3%以上のときは、奨学生への貸与利率は年3%となりますが、年3%未満のときは当該利率を第二種奨学金貸与利率とする旨定められています（機構法施行令第2条及び附則第2条）。奨学生は貸与終了時に、貸与を受けた各月毎に適用された貸与利率をもとに返還利率（固定）を算出し、元利均等方式で返還することになります。

本機構は財政融資資金からの借入金を20年間（うち据置4年）に半年賦元金均等で償還することになっています。

#### ウ. 国からの利子補給金等について

機構法第23条において、政府は毎年度予算の範囲内において、機構に対し、機構法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができることとされています。この規定に基づき、毎会計年度に概算要求の手続により、利子補給金（政府補給金）及び国庫補助金が予算計上されています。

第一種奨学金においては、本機構による国の一般会計からの借入れ、本機構からの奨学生への貸与ともに無利息で行っており、利子補給金の投入はありません。

一方、第二種奨学金においては、財政融資資金からの借入利率（貸与する当該月の資金に財投機関債により調達した資金を充てる場合は、当該財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）が奨学生への貸与利率になっています。

しかし、下記の場合には本機構に金利負担が発生するため、その収支差を補う財源を利子補給金として受け入れています。

- ・ 本機構が奨学生へ奨学金を貸与している期間及び本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間については、それぞれ無利息としているため、当該期間の金利負担が生じます。
- ・ 本機構の財政融資資金からの借入利率が3%を超える場合、第二種奨学金の貸与利率の上限が3%であるため、貸与利率を超える部分についての金利負担が発生します。
- ・ 平成15年4月1日以降に入学した奨学生及び平成16年4月1日以降採用された奨学生については、財投機関債の利率を貸与利率に転嫁していますが、平成15年3月31日以前に入学し、かつ平成16年3月31日以前に採用された奨学生については、財投機関債の利率は貸与利率に転嫁されません。

その結果、本機構が発行した財投機関債の利率が第二種奨学金の貸与利率を超えている場合、当該利息差の金利負担が発生します。

また死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費（返還免除補填金）、回収不能債権の償却財源として補填するための経費（回収不能債権補填金）、及び施設・設備の整備に要する経費について国庫補助金として受け入れています。

#### ③ 貸与奨学金以外の損益構造について

貸与奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として経理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び、事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第46条）。

なお、独立行政法人は、企業会計的な損益計算を行いますが、公共的な業務を行い、利益獲得を目的としないことから、その利益処分にあたっては、文部科学省独立行政法人評価委員会において、法人の経営努力により生じたものとされた額を予め中期計



画に定められた用途に使用することができるとともに、それ以外の額を積立金として処理し、中期計画の末において個別法に基づいて整理することとされています（通則法第 44 条、同第 30 条）。

一方で、損失が生じた場合には、法人の長の責で対応を図る制度となっています。

本機構が受け入れた運営費交付金及び補助金等の金額

(単位：千円)

年 度	運営費交付金	利子補給金	国庫補助金	高等学校等 奨学金事業交付金
平成 16 年度	23,006,132	9,736,802	1,051,009	—
平成 17 年度	22,704,185	8,923,353	1,036,314	9,125,947

(7) 平成 18 年度予算について (概要)

○総予算額 838,711 百万円 (46,601 百万円増)

(収 入)

一般会計	135,361 百万円 (2,433 百万円減)
うち、運営費交付金	21,963 百万円 (741 百万円減)
返還充当金	235,342 百万円 (31,887 百万円増)
財政融資資金	347,300 百万円 (10,200 百万円増)
財投機関債	117,000 百万円 (7,000 百万円増)
自己収入	3,708 百万円 (53 百万円減)

(支 出)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業 818,536 百万円 (47,201 百万円増)

●無利子貸与事業 253,138 百万円 (877 百万円減)

・37 万 7 千人 (9 千人増) <大学・大学院等分>

(4 万 1 千人減) <高等学校等の新入生分から都道府県へ移管>

●有利子貸与事業 527,840 百万円 (39,940 百万円増)

・63 万 1 千人 (4 万 8 千人増)

【法科大学院生に対する奨学金の整備 H17 : 5,800 人⇒H18 : 7,369 人 (無利子 3,416 人、有利子 3,953 人)】

【奨学金貸与制度 (有利子) による海外留学の支援の充実 H17 : 1,400 人⇒H18 : 3,132 人】

●育英資金返還免除等補助金・利子補給金 13,098 百万円 (1,505 百万円減)

●高等学校等奨学金事業交付金 18,963 百万円 (9,837 百万円増)

○奨学金貸与事業に係る経費 5,497 百万円 (194 百万円減)

2. 留学生支援事業 13,537 百万円 (265 百万円減)

○私費外国人留学生等学習奨励費給付事業 8,021 百万円 (65 百万円増)

【大学等 (留学生) H17 : 11,300 人⇒H18 : 11,350 人 (50 人増)】

【日本語教育機関 (就学生) H17 : 600 人⇒H18 : 650 人 (50 人増)】

○先導的留学生交流プログラム支援事業 27 百万円 (87 百万円減)

・継続派遣 32 人

○短期留学推進事業 2,265 百万円 (415 百万円減)

受入 H17 : 1,950 人⇒H18 : 1,600 人 (350 人減)、派遣 H17 : 665 人⇒H18 : 665 人 (前年度同)

○留学生交流事業 3,224 百万円 (172 百万円増)

【留学生宿舎等の設置・運営】【日本留学試験の実施】【留学生に対する日本語教育】

【留学生宿舎設置者に対する助成金支給】【留学生交流推進事業】【留学生への学資金給付経費】等

3. 学生支援事業	108 百万円 (6 百万円減)
【学生支援業務関連研修】	
【情報等収集提供事業】	
【調査研究】	
4. その他	6,530 百万円 (329 百万円減)
【人件費・一般管理費】	

(注) ●は、運営費交付金対象外予算

( ) 内は各事業における対前年度増減です。

#### 4 関係会社の状況

該当事項はありません。

#### 5 役職員の状況

	平成 17 年度	平成 18 年度
役員	7 (1) 人	7 (1) 人
職員	539 人	526 人
計	546 (1) 人	533 (1) 人

(注) ( ) 内は、非常勤役員数で内数です。